

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 1 2 条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 1 項の規定にかかわらず、<u>第 3 7 条第 1 項第 8 号、第 3 項第 6 号又は第 5 3 条の 3 第 8 号</u>の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に再入学するときは、入学料の納付を要しない。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第 2 3 条 疾病その他の事由により、3 月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、<u>第 3 7 条第 3 項第 6 号</u>の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第 3 7 条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法第 1 0 4 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における 1 6 年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 1 6 年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 1 6 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者</p>	<p>第 1 2 条 } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 第 1 項の規定にかかわらず、<u>第 3 7 条第 1 項第 9 号、第 3 項第 7 号又は第 5 3 条の 3 第 9 号</u>の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に再入学するときは、入学料の納付を要しない。</p> <p>6～7 (同 左)</p> <p>第 2 3 条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、<u>第 3 7 条第 3 項第 7 号</u>の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>3～6 (同 左)</p> <p>第 3 7 条 } (同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、</u></p>

改正前	改正後
<p>(6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(8) 大学に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程(第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程(修業年限が6年であるものに限る。)を修了した者</p> <p>(2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(5) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(6) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程(修業年限が6年であるものに限る。)に4年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学にお</p>	<p>学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(同 左)</p>

改正前	改正後
<p>いて、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(7) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの</p> <p>4 第1項第8号及び第9号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第6号及び第7号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(8) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた</p>	<p>(8) (同左)</p> <p>4 第1項第9号及び第10号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第7号及び第8号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>第53条の3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、<u>修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) (同左)</p> <p>(10)</p>

改正前	改正後
<p>者で、22歳に達したもの</p> <p>2 前項第8号及び第9号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。</p> <p>（中略）</p> <p>別表第1 } (別添) 別表第2 }</p>	<p>2 前項第9号及び第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。</p> <p>附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 } (別添) 別表第2 }</p>

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	1 2 0	4 8 0
文学部	人文学科	2 2 0	8 8 0
教育学部	教育科学科	6 0 (10)	2 6 0
法学部		3 3 0 (10)	1, 3 4 0
経済学部	経済経営学科	2 4 0 (20)	1, 0 0 0
理学部	理学科	3 1 1	1, 2 4 4
医学部	医学科	1 0 7	6 4 2
	人間健康科学科	1 0 0 (17)	5 6 3
		1 4 3 (17)	6 0 6
	計	2 0 7 (17)	1, 2 0 5
		2 5 0 (17)	1, 2 4 8
薬学部	薬科学科	5 0	2 0 0
	薬学科	3 0	1 8 0
	計	8 0	3 8 0
工学部	地球工学科	1 8 5	7 4 0
	建築学科	8 0	3 2 0
	物理工学科	2 3 5	9 4 0
	電気電子工学科	1 3 0	5 2 0
	情報学科	9 0	3 6 0
	工業化学科	2 3 5	9 4 0
	計	9 5 5	3, 8 2 0
農学部	資源生物科学科	9 4	3 7 6
	応用生命科学科	4 7	1 8 8
	地域環境工学科	3 7	1 4 8
	食料・環境経済学科	3 2	1 2 8
	森林科学科	5 7	2 2 8
	食品生物科学科	3 3	1 3 2
	計	3 0 0	1, 2 0 0
総計		2, 8 2 3 (57)	1 1, 8 0 9
		2, 8 6 6 (57)	1 1, 8 5 2

(備考) 入学定員の()を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	3 6	7 2	1 8	5 4	—	—	3 8 5
	思想文化学専攻	2 2	4 4	1 1	3 3	—	—	
	歴史文化学専攻	2 2	4 4	1 1	3 3	—	—	
	行動文化学専攻	2 0	4 0	1 0	3 0	—	—	
	現代文化学専攻	1 0	2 0	5	1 5	—	—	
	計	1 1 0	2 2 0	5 5	1 6 5	—	—	
教育学研究科	教育科学専攻	2 8	5 6	1 4	4 2	—	—	1 5 9
	臨床教育学専攻	1 4	2 8	1 1	3 3	—	—	
	計	4 2	8 4	2 5	7 5	—	—	
法学研究科	法政理論専攻	2 1	4 2	2 4	7 8	—	—	1 2 0
			3 6		8 4			
経済学研究科	経済学専攻	4 4	8 8	4 4	1 3 2	—	—	2 2 0

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1, 134
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	48	144	—	—	
	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—	
	化学専攻	61	122	32	96	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	318	636	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	170	651	915
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	49	98	15	45	—	—	
	計	69	138	42	126	170	651	
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	22	66	—	—	275
	薬学専攻	—	—	—	—	15	60	
	医薬創成情報科学専攻	14	28	7	21	—	—	
	計	64	128	29	87	15	60	
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	124	17	41	—	—	1, 967
	都市社会工学専攻	57	121	17	41	—	—	
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	
	建築学専攻	75	147	22	70	—	—	
	機械理工学専攻	59	115	16	52	—	—	
	マイクロエンジニアリング専攻	30	58	7	23	—	—	
	航空宇宙工学専攻	24	47	7	23	—	—	
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—	
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電気工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電子工学専攻	35	70	10	30	—	—	
	材料化学専攻	29	58	9	27	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	39	77	11	33	—	—	
	分子工学専攻	35	69	10	34	—	—	
	高分子化学専攻	46	92	15	45	—	—	
	合成・生物化学専攻	32	63	10	30	—	—	

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
	化学工学専攻	34	65	7	25	—	—	
		31	62	9	27			
	計	688	1,376	197	591	—	—	
農学研究科	農学専攻	33	66	8	24	—	—	876
					27			906
	森林科学専攻	48	96	17	51	—	—	
					56			
	応用生命科学専攻	63	126	17	51	—	—	
					56			
	応用生物科学専攻	52	104	17	51	—	—	
					57			
	地域環境科学専攻	50	100	15	45	—	—	
					50			
	生物資源経済学専攻	24	48	8	24	—	—	
					27			
	食品生物科学専攻	33	66	8	24	—	—	
					27			
	計	303	606	90	270	—	—	
					300			
人間・環境学研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84	—	—	532
	共生文明学専攻	57	114	25	75	—	—	
	相関環境学専攻	38	76	15	45	—	—	
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科学専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・アフリカ地域研究研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	10	50	150
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研究専攻	—	—	—	—	8	40	
	計	—	—	—	—	30	150	
情報学研究科	知能情報学専攻	37	74	15	45	—	—	558
	社会情報学専攻	36	72	14	42	—	—	
	先端数理学専攻	20	40	6	18	—	—	
	複雑系科学専攻							
	数理工学専攻	22	44	6	18	—	—	
	システム科学専攻	32	64	8	24	—	—	
	通信情報システム専攻	42	84	11	33	—	—	
	計	189	378	60	180	—	—	

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
生命科学研究所	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
経営管理教育部	経営科学専攻	—	—	7	14	—	—	14
総計		2,261	4,522	895	2,684	235	961	8,167
			4,516		2,708		912	8,136

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	80	160	160
総計		314	788	788
			798	798